

田原本町 0～2歳児 保育所利用料徴収金額表

単位:円

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額(月額)						
階層区分	定 義	保育標準時間			保育短時間			
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税(均等割、所得割)非課税世帯	要保護家庭	0	0	0	0	0	0
		上記以外世帯	0	0	0	0	0	0
第3階層	均等割課税以上所得割48,600円未満	要保護家庭	7,200	0	0	7,200	0	0
		上記以外世帯	15,600	0	0	15,400	0	0
第4a階層	所得割48,600円以上57,700円未満	要保護家庭	7,200	0	0	7,200	0	0
		上記以外世帯	24,000	0	0	23,600	0	0
第4b階層	所得割57,700円以上77,101円未満	要保護家庭	7,200	0	0	7,200	0	0
		上記以外世帯	24,000	0	0	23,600	0	0
第4c階層	所得割77,101円以上97,000円未満	24,000	0	0	23,600	0	0	
第5階層	所得割97,000円以上169,000円未満	35,600	0	0	35,100	0	0	
第6階層	所得割169,000円以上301,000円未満	48,800	0	0	48,000	0	0	
第7階層	所得割301,000円以上397,000円未満	64,000	0	0	63,000	0	0	
第8階層	所得割397,000円以上	83,200	0	0	81,900	0	0	

・市町村民税を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除、ふるさと納税(寄付金)控除を適用しません。

・利用料は基本的には父母それぞれの町民税課税額を合計して決定しますが、世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められない場合、それ以外の扶養義務者(祖父母等)の課税額も合計して決定します。

保育料の減免等について

【対象】3階層～4階層bに該当する世帯かつ要保護家庭(ひとり親世帯や在宅障がい児(者)がいる世帯などを指します。)

ひとり親、同居の在宅障がい児(者)がいる世帯については、申し出(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書)が必要です。

【必要書類】施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書及び身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、障害基礎年金証書の写し

利用者負担額の更正は、年度を越えて遡及しません。

年度途中で該当から非該当へ変更があった場合、速やかに申し出てください。

※ 小学校就学前の範囲において、保育所・幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に数えて2人目以降は無料。ただし、第4b階層までの要保護家庭、第4a階層までのそれ以外の世帯においては多子カウントにおける年齢制限を撤廃します。